

長野県退職年金及び退職一時金に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成20年7月10日

長野県知事 村井 仁

長野県条例第30号

長野県退職年金及び退職一時金に関する条例の一部を改正する条例

長野県退職年金及び退職一時金に関する条例(昭和32年長野県条例第30号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「国民生活金融公庫」を「株式会社日本政策金融公庫」に改める。

附 則

この条例は、平成20年10月1日から施行する。

職 員 課

長野県県税条例等の一部を改正する条例をここに公布します。

平成20年7月10日

長野県知事 村井 仁

長野県条例第31号

長野県県税条例等の一部を改正する条例(長野県県税条例の一部改正)

第1条 長野県県税条例(昭和25年長野県条例第41号)の一部を次のように改正する。

第18条第1項第7号中「第37条の11第1項」を「第37条の12の2第2項」に改め、同条第4項中「第260条の2第1項の認可を受けた地縁による団体」を「第260条の2第7項に規定する認可地縁団体」に改め、「認可地縁団体」という。)の次に「、政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律(平成6年法律第106号)第7条の2第1項に規定する法人である政党等」を加える。

第18条の2第3項中「所得税法」の次に「(昭和40年法律第33号)」を加える。

第19条第2項中「(昭和40年法律第33号)」を削る。

第20条中「、寄附金控除額」を削る。

第21条の2中「者の」の次に「前条、第21条の4及び第21条の5の規定を適用した場合の」を加える。

第21条の3中「第21条、前条及び次条」を「前2条、次条及び第21条の5」に改める。

第21条の4の次に次の1条を加える。

(寄附金税額控除)

第21条の5 所得割の納税義務者が、前年中に次に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額(当該合計額が前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の100分の30に相当する金額を超える場合には、当該100分の30に相当する金額)が5,000円を超える場合には、その超える金額の100分の4に相当する金額(当該納税義務者が前年中に第1号に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額が5,000円を超える場合にあっては、当該100分の4に相当する金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。)をその者の第21条及び前条の規定を適用した場合の所得割の額か

ら控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。

(1) 都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金(当該納税義務者がその寄附によって設けられた設備を専断的に利用することその他特別の利益が当該納税義務者に及ぶと認められるものを除く。)

(2) 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第113条第2項に規定する共同募金会(その主たる事務所を県内に有するものに限る。)に対する寄附金又は日本赤十字社に対する寄附金(県内に事務所を有する日本赤十字社の支部において収納されたものに限る。)で、施行令第7条の17各号に掲げるもの

2 前項の特例控除額は、同項の所得割の納税義務者が前年中に支出した同項第1号に掲げる寄附金の額の合計額のうち5,000円を超える金額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た金額の5分の2に相当する金額(当該金額が当該納税義務者の第21条及び前条の規定を適用した場合の所得割の額の100分の10に相当する金額を超えるときは、当該100分の10に相当する金額)とする。

(1) 当該納税義務者が第21条第2項に規定する課税総所得金額(以下この項において「課税総所得金額」という。)を有する場合において、当該課税総所得金額から当該納税義務者に係る前条第1号のアに掲げる金額(以下この項において「人的控除差調整額」という。)を控除した金額が零以上であるとき 当該控除後の金額について、次の表の左欄に掲げる金額の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる割合

| | |
|----------------------|---------|
| 195万円以下の金額 | 100分の85 |
| 195万円を超え330万円以下の金額 | 100分の80 |
| 330万円を超え695万円以下の金額 | 100分の70 |
| 695万円を超え900万円以下の金額 | 100分の67 |
| 900万円を超え1,800万円以下の金額 | 100分の57 |
| 1,800万円を超える金額 | 100分の50 |

(2) 当該納税義務者が課税総所得金額を有する場合において、当該課税総所得金額から当該納税義務者に係る人的控除差調整額を控除した金額が零を下回るときであつて、当該納税義務者が第21条第2項に規定する課税山林所得金額(以下この項において「課税山林所得金額」という。)及び同条第2項に規定する課税退職所得金額(以下この項において「課税退職所得金額」という。)を有しないとき 100分の90

(3) 当該納税義務者が課税総所得金額を有する場合において当該課税総所得金額から当該納税義務者に係る人的控除差調整額を控除した金額が零を下回るとき又は当該納税義務者が課税総所得金額を有しない場合であつて、当該納税義務者が課税山林所得金額又は課税退職所得金額を有するとき 次のア又はイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれア又はイに定める割合(ア及びイに掲げる場合のいずれにも該当するときは、当該ア又はイに定める割合のうちいずれか低い割合) ア 課税山林所得金額を有する場合 当該課税山林所得金額の5分の1に相当する金額について、第1号の表の左欄に掲げる金額の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる割合

イ 課税退職所得金額を有する場合 当該課税退職所得金額について、第1号の表の左欄に掲げる金額の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる割合

第33条第1項第1号を次のように改める。

(1) 公益社団法人又は公益財団法人

第33条の20中「第37条の11の4第3項」を「第37条の11の4第2項」に改める。

第34条第1項第1号のイ中「投資法人及び」を「投資法人、」に改め、「特定目的会社」の次に「並びに一般社団法人(非営利型法人(法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この号において同じ。))に該当するものを除く。))及び一般財団法人(非営利型法人に該当するものを除く。))」を加える。

第40条の13第1項中「民法第34条の法人」を「公益社団法人又は公益財団法人」に改め、同条第2項中「民法第34条の法人」を「公益社団法人又は公益財団法人」に、「第40条の12の3第2項」を「同条第2項」に改める。

第131条中「するとともに、申請に係る金額に相当する額として、地方事務局長が認める額の担保を提出」を削る。

第144条第1項の表の農村工業等導入地区の項中「平成20年3月31日」を「平成21年12月31日」に改める。

第145条中「平成20年3月31日」を「平成22年3月31日」に、「9億円」を「10億円」に改める。

附則第2条第3項中「次条」を「第21条の5」に改める。

附則第4条第2項中「おける」を「おける第21条の2及び」に、「同条」を「これらの規定」に、「次条」を「第21条の5」に改める。

附則第4条の2及び附則第4条の3を次のように改める。

第4条の2及び第4条の3 削除

附則第4条の4第1項第2号のイ中「租税特別措置法」の次に「第8条の4第1項(所得税法等の一部を改正する法律(平成20年法律第23号。以下この項において「平成20年所得税法等改正法」という。))附則第32条第1項の規定により適用される場合を含む。))」を加え、「同法第37条の11第1項」を「平成20年所得税法等改正法附則第43条第2項」に改め、同号のうち「第10条の7」を「第10条の6」に改め、同条第2項中「おける」を「おける第21条の2及び」に、「同条」を「これらの規定」に、「次条」を「第21条の5」に改める。

附則第4条の4の次に次の1条を加える。

(寄附金税額控除における特例控除額の特例)

第4条の5 第21条の5の規定の適用を受ける県民税の所得割の納税義務者が、同条第2項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第21条第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であつて、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第6条の2第1項、附則第7条第1項、附則第9条第1項、附則第11条第1項、附則第11条の2第1項又は附則第11条の3第1項の規定の適用を受けるときは、第21条の5第2項に規定する特例控除額は、同項第2号及び第3号の規定にかかわらず、当該納税義務者が前年中に支出した同条第1項第1号に掲げる寄附金の合計額のうち5,000円を超える金額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める割合(当該各号に掲げる場合の2以上に該当するときは、当該各号に定める割合のうち最も低い割合)を乗じて得た金額の5分の2に相当する金額(当

該金額が当該納税義務者の第21条及び第21条の4の規定を適用した場合の所得割の額の100分の10に相当する金額を超えるときは、当該100分の10に相当する金額)とする。

(1) 第21条第2項に規定する課税山林所得金額を有する場合 当該課税山林所得金額の5分の1に相当する金額について、第21条の5第2項第1号の表の左欄に掲げる金額の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる割合

(2) 第21条第2項に規定する課税退職所得金額を有する場合 当該課税退職所得金額について、第21条の5第2項第1号の表の左欄に掲げる金額の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる割合

(3) 前年中の所得について附則第7条第1項の規定の適用を受ける場合 100分の50

(4) 前年中の所得について附則第11条第1項の規定の適用を受ける場合 100分の60

(5) 前年中の所得について附則第6条の2第1項、附則第9条第1項、附則第11条の2第1項又は附則第11条の3第1項の規定の適用を受ける場合 100分の75

附則第5条第1項中「平成21年度」を「平成24年度」に、「である場合」を「(次項において「免税対象飼育牛」という。)である場合(その売却した肉用牛の頭数の合計が2,000頭以内である場合に限る。))」に改め、同条第2項中「同項に規定する」を削り、「が含まれている」を「又は免税対象飼育牛に該当する肉用牛の頭数の合計が2,000頭を超える場合の当該超える部分の免税対象飼育牛が含まれている」に、「附則第4条第1項」を「第21条の5、附則第4条第1項、附則第4条の4第1項」に改め、同項第2号中「附則第4条第1項」を「第21条の5、附則第4条第1項、附則第4条の4第1項」に改め、同条第3項中「次条」を「第21条の5」に改める。

附則第6条の次に次の1条を加える。

(上場株式等に係る配当所得に係る県民税の課税の特例)

第6条の2 当分の間、県民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第8条の4第1項に規定する上場株式等の配当等(以下この項において「上場株式等の配当等」という。)を有する場合において、当該上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の4月1日の属する年度分の県民税について当該上場株式等の配当等に係る配当所得につきこの項の適用を受けようとする旨の記載のある法第32条第13項に規定する申告書を提出したときは、当該上場株式等の配当等に係る配当所得については、第19条及び第21条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該上場株式等の配当等に係る配当所得の金額(以下この項において「上場株式等に係る配当所得の金額」という。)に対し、上場株式等に係る課税配当所得の金額(上場株式等に係る配当所得の金額をいう。)の100分の2に相当する金額に相当する県民税の所得割を課する。この場合において、当該上場株式等の配当等に係る配当所得については、附則第4条第1項の規定は、適用しない。

2 前項の規定の適用がある場合には、次の各号に定めるところによる。

(1) 第21条の2から第21条の5まで、附則第4条第1項、附則第4条の4第1項及び附則第4条の5第1項の規定の適用については、第21条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第6条の2第1項の規定による県民税の所得

割の額」と、第21条の2、第21条の3、第21条の5第1項前段、附則第4条第1項及び附則第4条の4第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第6条の2第1項の規定による県民税の所得割の額」と、第21条の5第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第6条の2第1項の規定による県民税の所得割の額の合計額」と、同条第2項及び附則第4条の5第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第6条の2第1項の規定による県民税の所得割の額の合計額」と、附則第4条第1項中「配当等に係るもの」とあるのは「配当等に係るもの及び附則第6条の2第1項に規定する上場株式等の配当等に係る配当所得(同項の規定の適用を受けようとするものに限る。）」と、同項各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び附則第6条の2第1項に規定する上場株式等に係る課税配当所得の金額の合計額」とする。

- (2) 附則第2条第1項の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第6条の2第1項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」とする。

附則第7条第3項第3号中「第21条の4」を「第21条の5」に、「及び附則第4条の4第1項」を「、附則第4条の4第1項及び附則第4条の5第1項」に、「これらの規定」を「第21条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第7条第1項の規定による県民税の所得割の額」と、第21条の2、第21条の3、第21条の5第1項前段、附則第4条第1項及び附則第4条の4第1項に改め、「の所得割の額」との次に「、第21条の5第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第7条第1項の規定による県民税の所得割の額の合計額」と、同条第2項及び附則第4条の5第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第7条第1項の規定による県民税の所得割の額の合計額」とを加える。

附則第9条第3項第3号中「第21条の4」を「第21条の5」に、「及び附則第4条の4第1項」を「、附則第4条の4第1項及び附則第4条の5第1項」に、「これらの規定」を「第21条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第9条第1項の規定による県民税の所得割の額」と、第21条の2、第21条の3、第21条の5第1項前段、附則第4条第1項及び附則第4条の4第1項に改め、「の所得割の額」との次に「、第21条の5第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第9条第1項の規定による県民税の所得割の額の合計額」と、同条第2項及び附則第4条の5第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第9条第1項の規定による県民税の所得割の額の合計額」とを加える。

附則第11条第4項第3号中「第21条の4」を「第21条の5」に、「及び附則第4条の4第1項」を「、附則第4条の4第1項及び附則第4条の5第1項」に、「これらの規定」を「第21条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第11条第1項の規定による県民税の所得割の額」と、第21条の2、第21条の3、第21条の5第1項前段、附則第4条第1項及び附則第4条の4第1項に改め、「の所得割の額」との次に「、第21条の5第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第11条第1項の規定による県民税の所得割の額の合計額」と、同条第2項及び附則第4条の5第1項中「所得割の額」とあるのは「所得

割の額及び附則第11条第1項の規定による県民税の所得割の額の合計額」とを加える。

附則第11条の2第1項中「及び附則第11条の2の3第1項」を削り、同条第2項中「及び」を「並びに」に改め、「第37条の10第4項」の次に「並びに第37条の14の3第1項及び第2項」を加え、「支払われる」を「交付を受ける」に、「同項の規定により同条第1項」を「これらの規定により同法第37条の10第1項」に改める。

附則第11条の2の2第1項中「及び次条第1項」を削り、同条第2項中「」を「。以下この項において「特定管理口座」という。）に係る同条第1項に規定する振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又は特定管理口座に」に改め、「及び次条第1項」を削る。

附則第11条の2の3を次のように改める。

第11条の2の3 削除

附則第11条の2の4を次のように改める。

第11条の2の4 削除

附則第13条の2の3を附則第13条の2の4とし、附則第13条の2の2を附則第13条の2の3とし、附則第13条の2の次に次の1条を加える。

(法人の事業税の税率の特例)

第13条の2の2 租税特別措置法第68条第1項の規定に該当する法人の同項の規定に該当する各事業年度に係る所得割については、第36条第1項第2号中

| | |
|-------------------------------|----------|
| 各事業年度の所得のうち年400万円を超える金額及び清算所得 | 100分の6.6 |
|-------------------------------|----------|

とあるのは、

| | |
|---------------------------------------|----------|
| 各事業年度の所得のうち年400万円を超える年10億円以下の金額及び清算所得 | 100分の6.6 |
| 各事業年度の所得のうち年10億円を超える金額 | 100分の7.9 |

と、同条第3項第2号中「100分の6.6」とあるのは、「100分の6.6(各事業年度の所得のうち年10億円を超える金額については、100分の7.9)」とする。

- 2 平成20年10月1日以後に開始する各事業年度に係る法人の事業税及び同日以後の解散(合併による解散を除く。)による清算所得に対する法人の事業税(清算所得に対する法人の事業税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人の事業税及び残余財産の一部の分配又は引渡しにより納付すべき法人の事業税を含む。)についての第36条及び前項の規定の適用については、第36条第1項第1号のウの表中「100分の3.8」とあるのは「100分の1.5」と、「100分の5.5」とあるのは「100分の2.2」と、「100分の7.2」とあるのは「100分の2.9」と、同項第2号の表中「100分の5」とあるのは「100分の2.7」と、「100分の6.6」とあるのは「100分の3.6」と、同項第3号の表中「100分の5」とあるのは「100分の2.7」と、「100分の7.3」とあるのは「100分の4」と、「100分の9.6」とあるのは「100分の5.3」と、同条第2項中「100分の1.3」とあるのは「100分の0.7」と、同条第3項第1号のウ中「100分の7.2」とあるのは「100分の2.9」と、同項第2号中「100分の6.6」とあるのは「100分の3.6」と、同項第3号中「100分の9.6」とあるのは「100分の5.3」と、前

項中「第36条第1項第2号」とあるのは「次項の規定により読み替えられた第36条第1項第2号」と、「100分の6.6」とあるのは「100分の3.6」と、「100分の7.9」とあるのは「100分の4.3」とする。

附則第22条第2項中「平成20年3月31日」を「平成21年12月31日」に改める。

附則第23条に次の1条を加える。

(旧民法第34条の法人から移行した法人等に係る県税の特例)

第24条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号。以下この条において「整備法」という。)第40条第1項の規定により存続する一般社団法人又は一般財団法人であつて整備法第106条第1項(整備法第121条第1項において読み替えて準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の登記をしていないもの(整備法第131条第1項の規定により整備法第45条の認可を取り消されたもの(以下この条においてそれぞれ「認可取消社団法人」又は「認可取消財団法人」という。)を除く。)については、公益社団法人又は公益財団法人とみなして、第18条第3項及び第33条第1項の規定を適用する。

2 整備法第40条第1項の規定により存続する一般社団法人又は一般財団法人であつて整備法第106条第1項の登記をしていないもの(認可取消社団法人又は認可取消財団法人にあつては、法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人(第4項において「非営利型法人」という。)に該当するものに限る。)については、公益社団法人又は公益財団法人とみなして、第34条第1項の規定を適用する。

3 整備法第40条第1項の規定により存続する一般社団法人又は一般財団法人であつて整備法第106条第1項の登記をしていないものについては公益社団法人又は公益財団法人とみなして、第40条の13の規定を適用する。

4 整備法第40条第1項の規定により存続する一般社団法人又は一般財団法人であつて整備法第106条第1項の登記をしていないもの(認可取消社団法人又は認可取消財団法人にあつては、非営利型法人に該当するものに限る。)については、法人税法第2条第6号の公益法人等とみなして、第18条第4項及び第28条第1項の規定を適用する。

5 平成20年11月30日において現に所得税法等の一部を改正する法律(平成20年法律第23号)第2条の規定による改正前の法人税法別表第2第2号の指定を受けている外国法人については、平成25年11月30日までに開始する事業年度分の法人の県民税に限り、法人税法第2条第6号の公益法人等とみなして、第18条第4項及び第28条第1項の規定を適用する。

6 整備法第41条第1項の規定により存続する一般社団法人又は一般財団法人であつて整備法第106条第1項の登記をしていないもの又は認可取消社団法人若しくは認可取消財団法人については、一般社団法人又は一般財団法人とみなして、第28条第1項及び第34条第1項の規定を適用する。

7 整備法第2条第1項に規定する旧有限責任中間法人で整備法第3条第1項本文の規定の適用を受けるもの及び整備法第25条第2項に規定する特例無限責任中間法人については、一般社団法人とみなして、第28条第1項及び第34条第1項の規定を適用する。

(信州に安全・安心・安定をもたらす県民を応援する県税の特例に関する条例等の一部改正)

第2条 次に掲げる条例の規定中「県税条例」の次に「附則第13条の2の2の規定により読み替えられた同条例」を加える。

(1) 信州に安全・安心・安定をもたらす県民を応援する県税の特例に関する条例(平成18年長野県条例第6号)第4条第2項第1号

(2) 消防団の活動に協力する事業所等を応援する県税の特例に関する条例(平成19年長野県条例第1号)第2条第4項第1号

附則

(施行期日)

1 この条例は、次の各号に掲げる規定ごとに、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中長野県県税条例附則第13条の2の3を同条例附則第13条の2の4とし、同条例附則第13条の2の2を同条例附則第13条の2の3とし、同条例附則第13条の2の次に1条を加える改正規定(同条例附則第13条の2の2第2項に係る部分に限る。)及び第2条の規定 平成20年10月1日

(2) 第1条中長野県県税条例第18条第4項、第33条第1項第1号、第34条第1項第1号のイ並びに第40条の13第1項及び第2項の改正規定並びに同条例附則第23条の次に1条を加える改正規定 平成20年12月1日

(3) 第1条中長野県県税条例第18条第1項第7号及び第33条の20の改正規定並びに同条例附則第4条の2、第4条の3及び第11条の2の4の改正規定 平成21年1月1日

(4) 第1条中長野県県税条例第20条、第21条の2及び第21条の3の改正規定、同条例第21条の4の次に1条を加える改正規定、同条例附則第2条第3項、第4条第2項及び第4条の4第2項の改正規定、同条例附則第4条の4の次に1条を加える改正規定、同条例附則第5条第2項の改正規定(「同項に規定する」を削り、「が含まれている」を「又は免税対象飼育牛に該当する肉用牛の頭数の合計が2,000頭を超える場合の当該超える部分の免税対象飼育牛が含まれている」に改める部分を除く。)、同条例第3項の改正規定、同条例附則第7条第3項第3号、第9条第3項第3号及び第11条第4項第3号の改正規定並びに同条例附則第11条の2の2第2項の改正規定(「及び次条第1項」を削る部分を除く。) 平成21年4月1日

(5) 第1条中長野県県税条例附則第5条第1項の改正規定、同条例第2項の改正規定(「同項に規定する」を削り、「が含まれている」を「又は免税対象飼育牛に該当する肉用牛の頭数の合計が2,000頭を超える場合の当該超える部分の免税対象飼育牛が含まれている」に改める部分に限る。)及び同条例附則第6条の次に1条を加える改正規定 平成22年1月1日

(6) 第1条中長野県県税条例附則第4条の4第1項第2号のイ及びウ、第11条の2第1項並びに第11条の2の2第1項の改正規定、同条例第2項の改正規定(「及び次条第1項」を削る部分に限る。)並びに同条例附則第11条の2の3の改正規定 平成22年4月1日

(7) 前各号に掲げる規定以外の規定 公布の日

(県民税に関する規定の適用)

2 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の長野県県税条例(以下「新条例」という。)の規定中個人の県民税

に関する部分は、平成20年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成19年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

3 平成21年1月1日前に支払を受けるべき第1条の規定による改正前の長野県県税条例（以下「旧条例」という。）附則第4条の3に規定する特定配当等については、なお従前の例による。

4 平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間に支払を受けるべき地方税法等の一部を改正する法律（平成20年法律第21号）による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号）（以下「新法」という。）第23条第1項第15号に規定する特定配当等（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第4条の2第9項又は第4条の3第10項の規定の適用を受けるものを除く。）に係る新条例第33条の11の規定の適用については、同条中「100分の5」とあるのは、「100分の3」とする。

5 平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間に行われる新条例第33条の18第2項に規定する対象譲渡等に係る新条例第33条の16及び第33条の20の規定の適用については、これらの規定中「100分の5」とあるのは、「100分の3」とする。

6 新条例第21条の5及び附則第4条の5第1項の規定は、県民税の所得割の納税義務者が平成20年1月1日以後に支出する新条例第21条の5第1項各号に掲げる寄附金について適用する。

7 平成21年4月1日から同年12月31日までの間における新条例附則第4条の5第1項の規定の適用については、同項中「附則第6条の2第1項、附則第7条第1項」とあるのは「附則第7条第1項」と、同項第5号中「附則第6条の2第1項、附則第9条第1項」とあるのは「附則第9条第1項」とする。

8 新条例附則第5条第1項及び第2項の規定は、平成22年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、旧条例附則第5条第1項に規定する免税対象飼育牛に係る所得に係る平成21年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

9 県民税の所得割の納税義務者が、平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間に支払を受けるべき新条例附則第6条の2第1項に規定する上場株式等の配当等を有する場合には、当該上場株式等の配当等に係る配当所得については、同項前段の規定により、上場株式等に係る課税配当所得の金額（同項前段に規定する上場株式等に係る課税配当所得の金額をいう。以下この項において同じ。）に対して課する県民税の所得割の額は、同条第1項前段の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1) 上場株式等に係る課税配当所得の金額が100万円以下である場合 当該上場株式等に係る課税配当所得の金額の100分の1.2に相当する金額

(2) 上場株式等に係る課税配当所得の金額が100万円を超える場合 次に掲げる金額の合計額

ア 1万2,000円

イ 当該上場株式等に係る課税配当所得の金額から100万円を控除した金額の100分の2に相当する金額

10 県民税の所得割の納税義務者が平成21年1月1日に行った旧条例附則第11条の2の3第1項に規定する上場株式等の譲渡に係る同項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額に対して課する平成21年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

11 県民税の所得割の納税義務者が、平成21年1月1日から平成22

年12月31日までの間に新法附則第35条の2の6第2項に規定する上場株式等（以下この項において「上場株式等」という。）の譲渡（新条例附則第11条の2の2第2項に規定する譲渡をいう。）のうち租税特別措置法第37条の12の2第2項各号に掲げる上場株式等の譲渡をした場合には、当該上場株式等の譲渡による事業所得、譲渡所得及び雑所得（同法第32条第2項の規定に該当する譲渡所得を除く。）については、新条例附則第11条の2第1項前段の規定により同項前段に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額のうち地方税法等の一部を改正する法律（平成20年法律第21号。以下この項及び第13項において「平成20年改正法」という。）附則第3条第22項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（以下この項において「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）に対して課する県民税の所得割の額は、新条例附則第11条の2第1項前段の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額に相当する金額とする。

(1) 上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額（上場株式等に係る譲渡所得等の金額（平成20年改正法附則第3条第23項の規定により読み替えて適用される新法附則第35条の2第5項の規定により読み替えて適用される新法第34条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。以下この項において同じ。）が500万円以下である場合 当該上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額の100分の1.2に相当する金額

(2) 上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額が500万円を超える場合 次に掲げる金額の合計額

ア 6万円

イ 当該上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額から500万円を控除した金額の100分の2に相当する金額

（事業税に関する規定の適用）

12 別段の定めがあるものを除き、この条例の規定中法人の事業税に関する部分は、附則第1項第7号で定める日（以下この項において「施行日」という。）以後に開始する事業年度に係る法人の事業税及び施行日以後の解散（合併による解散を除く。以下この項において同じ。）による清算所得に対する事業税（清算所得に対する事業税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人の事業税及び残余財産の一部の分配又は引渡しにより納付すべき法人の事業税を含む。）について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税及び施行日前の解散による清算所得に対する事業税（清算所得に対する事業税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人の事業税及び残余財産の一部の分配により納付すべき法人の事業税を含む。）については、なお従前の例による。

13 附則第1項第2号に定める日以前に開始した事業年度に係る平成20年改正法による改正前の地方税法第72条の5第1項第2号に掲げる一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第38条の規定による改正前の民法（明治29年法律第89号。次項において「旧民法」という。）第34条の規定により設立された法人の事業税については、なお従前の例による。

（不動産取得税に関する規定の適用）

14 附則第1項第2号に定める日以前の旧民法第34条の法人による不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

（課税免除に関する規定の適用）

15 新条例第144条第1項(農村工業等導入地区に係るものに限る。)及び同条例附則第22条第2項の規定は、平成20年4月1日から適用する。

(不均一課税に関する規定の適用)

16 新条例第145条の規定は、平成20年4月1日以後に新設し、又は増設した同条の工業生産設備について適用し、同日前に新設し、又は増設した同条の工業生産設備については、なお従前の例による。

税 務 課

住民基本台帳法に基づく本人確認情報を利用することができる事務を定める条例をここに公布します。

平成20年7月10日

長野県知事 村 井 仁

長野県条例第32号

住民基本台帳法に基づく本人確認情報を利用することができる事務を定める条例

住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第30条の8第1項第2号に規定する条例で定める事務は、次に掲げる事務とする。

- (1) 長野県退職年金及び退職一時金に関する条例(昭和32年長野県条例第30号)の規定に基づく年金である給付を受ける権利を有する者又は当該給付の額の加算の原因となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認
- (2) 地方税法(昭和25年法律第226号)及び長野県条例(昭和25年長野県条例第41号。以下「県税条例」という。)の規定に基づく県民税(法人の県民税に限る。)、事業税、不動産取得税、県たばこ税、自動車税、鉦区税、固定資産税、ゴルフ場利用税、自動車取得税、軽油引取税及び狩猟税並びにその延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費(ウにおいて「徴収金」という。)の賦課徴収に関する次に掲げる者の生存の事実又は氏名、住所若しくは生年月日の確認
 - ア 個人の行う事業に対する事業税、不動産取得税又は自動車税の賦課に係る納税通知書が返戻された場合における次に掲げる者
 - (7) 個人の行う事業に対する事業税の納税義務者又はその相続人
 - (4) 不動産取得税の納税義務者又はその相続人
 - (9) 自動車税の納税義務者又はその相続人
 - (イ) (1)及び(ウ)に掲げる納税義務者が法人の場合にあっては、当該法人(当該法人が合併した場合には、合併後存続する法人又は合併により設立された法人を含む。)の商業登記簿又は法人登記簿の役員に関する事項の欄に記載がある者
- イ 自動車税の減免に係る県税条例第68条第1項第2号に規定する身体障害者等、身体障害者等と生計を一にする者又は身体障害者等を日常的に介護する者
- ウ 納期限までに徴収金を完納しない場合又は過誤納金の還付に係る通知が返戻された場合における次に掲げる者
 - (7) 納税者若しくは特別徴収義務者又はこれらの第二次納税義務者若しくは保証人(以下「納税者等」という。)
 - (4) 納税者等の相続人
 - (9) 納税者等が有する財産上に質権、抵当権、先取特権、留

- 置権、地上権、賃借権その他の権利を有する者
- (イ) 納税者等が譲渡した財産でその譲渡により担保の目的となっているものの権利者
- (ロ) 納税者等の財産を占有する第三者及びこれを占有していると認めるに足りる相当の理由がある第三者
- (ハ) 納税者等に対し債権若しくは債務があり、又は納税者等から財産を取得したと認めるに足りる相当の理由がある者
- (ニ) 納税者等が法人の場合にあっては、当該法人(当該法人が合併した場合には、合併後存続する法人又は合併により設立された法人を含む。)の商業登記簿又は法人登記簿の役員に関する事項の欄に記載がある者

附 則

この条例は、平成20年8月1日から施行する。

市 町 村 課

長野県手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成20年7月10日

長野県知事 村 井 仁

長野県条例第33号

長野県手数料徴収条例の一部を改正する条例

長野県手数料徴収条例(平成12年長野県条例第2号)の一部を次のように改正する。

別表第1の29の項中「」に関する」を「。以下この項において「法」という。)に関する」に、「(1) 温泉法」を「(1) 法」に、「120,000円」を「140,000円」に、「(2) 温泉法」を「(2) 法」に、

| | | |
|--|---|----------|
| (3) 温泉法第11条第1項の規定によるゆう出路の増掘又は動力の装置の許可の申請に対する審査 | ” | 110,000円 |
| (4) 温泉法第11条第2項において準用する同法第6条第1項又は第7条第1項の規定によるゆう出路の増掘又は動力の装置の許可を受けた者の地位の承継の承認の申請に対する審査 | ” | 7,700円 |

を

| | | |
|--|---|----------|
| (3) 法第7条の2第1項の規定による掘削のための施設等の変更の許可の申請に対する審査 | 〃 | 24,000円 |
| (4) 法第11条第1項の規定によるゆう出路の増掘の許可の申請に対する審査 | 〃 | 130,000円 |
| (5) 法第11条第1項の規定による動力の装置の許可の申請に対する審査 | 〃 | 110,000円 |
| (6) 法第11条第2項において準用する法第6条第1項若しくは第7条第1項の規定によるゆう出路の増掘又は法第11条第3項において準用する法第6条第1項若しくは第7条第1項の規定による動力の装置の許可を受けた者の地位の承継の承認の申請に対する審査 | 〃 | 7,700円 |
| (7) 法第11条第2項において準用する法第7条の2第1項の規定による増掘のための施設等の変更の許可の申請に対する審査 | 〃 | 24,000円 |
| (8) 法第14条の2第1項の規定による温泉の採取の事業の許可の申請に対する審査 | 〃 | 35,000円 |
| (9) 法第14条の3第1項又は第14条の4第1項の規定による温泉の採取の事業の許可を受けた者の地位の承継の承認の申請に対する審査 | 〃 | 7,700円 |
| (10) 法第14条の5第1項の規定による可燃性天然ガスの発生の状況の確認の申請に対する審査 | 〃 | 7,700円 |
| (11) 法第14条の7第1項の規定による温泉の採取のための施設等の変更の許可の申請に対する審査 | 〃 | 24,000円 |

に、「(5) 温泉法」を「(12) 法」に、「(6) 温泉法」を「(13) 法」に、「(7) 温泉法」を「(14) 法」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成20年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、同年8月1日から施行する。

(施行日前に受けようとする審査に係る手数料)

2 この条例の施行の日前に温泉法の一部を改正する法律（平成19年法律第121号）附則第6条の規定によりこの条例による改正後の長野県手数料徴収条例別表第1の29の項の区分の欄に掲げる審査を受けようとする者は、当該審査の区分に応じ同項の金額の欄に定める額の手数料を納めなければならない。

薬事管理課